

三次市立吉舎小学校生徒指導規程

第1章 総則

本規程は、児童の人格の完成と自らが判断・行動し、その結果に責任をもつという自己指導能力の育成をめざすために定める。また、次世代を担う児童の健全な成長のために、保護者・教職員が協力し、共通認識・共通実践ができるようにするためのものである。

なお、義務教育9年間を見通し、吉舎中学校とも連携を図り実践にあたっていくものとする。

(目的)

第1条 この規程は、本校の教育目標を達成するために制定する。児童の規範意識を育て、児童一人一人の確かな基盤づくりと、だれもが安心して安全に過ごせる学校生活にしていくという観点から必要な事項を定めるものである。

第2章 学校生活に関すること

(登下校)

第1条 登下校については、社会の一員として交通ルールを守り登下校する。次のことを指導する。

- (1) 通学班での登下校を原則とし、集合時間、歩道でのマナーを守り通学路を通る。
- (2) 登校は、8時15分までに登校する。下校は学年ごとに決められた時間に下校する。
- (3) スクールバスによる通学については、他の児童に迷惑がかからないように集合時間を守る。
- (4) 欠席・遅刻、早退する場合は、事前に保護者が学校に連絡する。
- (5) 原則、登校したら校外には出ない。特別な理由がある場合は職員室に連絡して許可を得る。

(服装)

第2条 服装については次のことを指導する。

- (1) 校内、学校行事及び校外での学習活動(社会見学など)の際は、PTAの申し合わせに準じた標準服を着用する。
- (2) 上着のシャツ類などは、ズボン・スカートの中に入れて着用する。
- (3) 靴下の色は、**白か紺か黒**とする。**(ワンポイント可)**

ト可) くるぶしが隠れるものとする。

- (4) 登下校や運動時に適した靴を履く。(ハイカットは禁止。)
- (5) 登下校時は、原則、ランドセルを使用する。

(髪型)

第3条 髪型については次のことを指導する。

- (1) **モヒカンやツーブロックなど特殊な髪型(極端な髪型)にしない。**髪留めやゴムは、安全で華美にならないものにする。
- (2) 染色・脱色など小学生にふさわしくない髪型の場合は、保護者と話し合いを持ち、やめるよう指導を行う。

(装飾)

第4条 装飾については次のことを禁止とする。違反があった場合は、児童本人に指導後、保護者に連絡し、指導にあたる。

- (1) ピアス、ネックレス、ブレスレットなどの装身具
- (2) 口紅・マニキュアなど爪への装飾

(持ち物)

第5条 学習に不要な物や携帯電話の学校への持込みは禁止とする。違反があった場合は、児童本人に指導後、保護者に連絡し、指導にあたる。

(その他)

第6条 校舎・設備・備品などを損傷した場合は、原則として全額保護者に修理または弁償を要請する。

第3章 校外生活に関すること

(外出)

第1条 外出については次のことを指導する。

- (1) 外出の際は、行き先・目的・帰宅時刻を必ず家の人に伝える。
- (2) 児童だけで校区外に行かない。保護者同伴で出ることを原則とする。
- (3) ショッピングセンター・ゲームセンター・飲食店などの出入りは、保護者同伴とする。

- (4) 川で泳いだり遊んだりする時は、保護者同伴とする。

(安全)

第2条 校外での安全は、次のことを指導する。

- (1) 交通ルールを守る。
(2) 各家庭では、自転車の乗り方・ヘルメットの着用し、事故がないように指導する。

(PTAの申し合わせによる。)

第4章 特別な指導に関する事

(問題行動への特別な指導)

第1条 「社会で許されないことは、学校においても許されない。」ことであり、学校の安全・安心を脅かし、悪影響を与えると判断し、教育上必要と認められる場合は、特別な指導を行う。

- (1) 法令・法規に違反する行為
- ① 万引き
 - ② 威圧・強要行為
 - ③ 建造物・器物破壊
 - ④ 飲酒・喫煙
 - ⑤ その他、法令・法規に違反する行為
- (2) 本校のきまりなどに従わない行為
- ① いじめ
 - ② 暴力行為(児童間・対人)
 - ③ 指導に従わないなどの指導無視、対教師への暴力・暴言など
 - ④ 極端な異装(頭髪・衣服の乱れ)
 - ⑤ 授業妨害・校内徘徊
 - ⑥ 集団生活を乱す問題行動の繰り返し
 - ⑦ 生徒指導規程を繰り返し違反する行為
 - ⑧ その他 学校が教育上指導を必要とすると判断した行為

(特別な指導の手順)

第2条 特別な指導の手順については、次の通りに行う。問題行動等の状況により、30分から5日間程度の指導にあたる。但し、児童の発達段階に応じた指導にする。

- (1) 事実確認をする。(必ず事実確認を行い、生徒指導主事・管理職へ報告後、今後の対応につ

いて協議確認する。事実確認は、必ず複数の教職員で行う。)

- (2) 別室にて説諭・反省文を書かせるなどの反省指導を行う。
(3) 担任・生徒指導主事などが保護者連絡を行う。
(4) 保護者を交えて事情説明と指導を行う。
(5) 生徒指導主事・管理職による説諭を行う。
(6) 教室等で数日間の継続指導を行う。

*特別な指導をした場合は、その後の児童の様子を十分観察し、指導にあたる。

*暴力行為、器物損壊、触法行為や繰り返し指導しても改善が見られない場合は、他の関係機関と連携する。

(問題行動の早期解決に向けて)

第3条 問題行動の早期解決をめざして次のような対応や取組みをする。

- (1) 問題行動が発生した時、原則として、その周囲にいた児童の責任も重視し、その集団の問題としてとらえて問題解決に取り組む。
(2) 問題行動が発生した時、学校から保護者に連絡し、学校と保護者が協力して問題解決に取り組む。
(3) いじめ問題については、学校・関係児童・保護者で早急に解決へ向けての場を設定するなど、学校と保護者は綿密な連携を図る。
(4) 日頃から学校における児童の問題は、できるだけ早く保護者と連携をとる。また、家庭における児童の様子等についても連携を密にする。

付則 この規程は、令和3年4月1日から施行する。